

2020 Annual Report

社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan (ISSJ)

2020年度活動報告書



発行: 社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan (ISSJ)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶の水K&Kビル3F

TEL: 03-5840-5711 FAX: 03-3868-0415

発行日: 2021年11月15日

ひとりひとりが チャンスをつかめる社会

私たちは、生まれ育った環境や国籍などによって
社会の中で構造的に弱い立場に置かれがちな人々、
とりわけ子どもたちが健やかに生まれ、
成長できる社会の実現を目指しています。

Mission

言語・文化・国籍または法制度の壁を越えて、
移動する人々、
とりわけ子どもの福祉にかかわる相談と支援を行います。

Cross-border Social Work

社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ) とは

ISSJは、ソーシャルワークを通じ、日本で暮らす多様な人々が
個人の尊厳を保ち、健やかで自立した生活を営むことができる
ように支援します。具体的には、以下の事業を行っています。

- 国境を超えて移動する子どもと家族の相談支援
 - ◇ 難民・移住者への支援
 - ◇ 国籍取得支援
 - ◇ 面会交流など
- 養子縁組に関する相談支援
 - ◇ 養子縁組あっせん
 - ◇ 養子縁組後の相談窓口

ソーシャルワーカーが当事者に寄り添い、他機関と連携して、
さまざまな社会資源の活用を図りながら、人福祉の維持・向上
に努めます。

■ あゆみ

- 1952年 日米孤児救済合同委員会発足、戦災孤児などの援助開始
- 1955年 国際福祉ネットワークInternational Social Service加入、日本支部となる
- 1959年 社会福祉法人として認可
- 1974年 戦後の児童福祉に貢献したとして、天皇陛下より下賜金を賜る
- 1979年 UNHCRの委託によりインドシナ難民援助事業開始
- 1994年 フィリピンのDSWD(社会福祉開発省)とフィリピンルーツ児童の福祉に関する業務協定を結ぶ
- 2004年 フィリピンのICAB(国際年養子縁組審議会)と業務協定を結ぶ
- 2014年 ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)に基づく面会交流事業受託
- 2019年 養子縁組あっせん事業者として許可を受ける(30福保子育て第2556号)

社会福祉法人
日本国際社会事業団 (ISSJ) 理事長

永坂 哲



ISSJご支援者の皆様並びにご関係者の皆様、コロナ禍が続く中お元気にお過ごしでしょうか。お陰様で、ここにISSJ 2020年度事業を無事ご報告できますこと、心より御礼申し上げます。

事業推進の至るところで創意工夫の努力をしているISSJでございますが、これに輪をかけるが如くコロナ禍がテレワークの積極活用を余儀なくさせ、ISSJの業態にも多少変化がみられる昨今でございます。勿論、支援を受けるべき人々が置き去りにされることがあってはならないということが念頭の最上位にあることに変わりはありません。ISSJでは、そこから生まれる知恵をポジティブに捉えながら、最大限の活用に努力しているところです。SDGs推進運動に示される如く、サステナビリティを如何に高めるかが永遠の課題であり、その為には社会状況の変化とニーズに俊敏に適応・応答して行く必要があると心しております。皆様からの日頃のご意見や情報も、賜っておりますご寄付と共に、サステナブルなISSJの活動の貴重な糧となっております。既に2021年度に入っているわけですが、引き続き皆様からの相変わらぬご指導・鞭撻をお願い申し上げます。

未だ未だコロナ禍試練が続く社会状況でございますが、皆様におかれましてはどうかご自愛下さいませようお祈り申し上げます。

International Social Service Japan - ISSJ

■ 世界にひろがるISSのネットワーク

International Social Service (ISS)は、1924年、家族と子どもの福祉を守るために設立されました。本部はスイスのジュネーブにあり、120か国以上に会員団体があります。ISSJは日本支部として、2か国以上にかかわる子どもと家族の福祉に携わっています。



■ 団体概要 (2021年3月時点)

正式名称: 社会福祉法人 日本国際社会事業団
英文名称: International Social Service Japan (ISSJ)
事業内容: 養子縁組、難民・移住者支援
職員数: 15名(日本人13名、外国籍2名)
役員・評議員: 理事 6名、監事 2名
評議員 7名
所在地: 〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2
御茶ノ水K&Kビル3F
TEL: 03-5840-5711
FAX: 03-3868-0415

I. 移住者支援 Supporting Refugees & Migrants

相談支援～ケースワーク



コミュニティ支援の一環として、親子で参加するスタディツアーを行いました

母国とは異なる日本での生活では、言語や文化の違いから種々の困難に遭遇します。病気、子どもの教育・発達、生活上の諸問題など、相談の内容と各人の状況やニーズに合わせて、行政サービスの利用に関する情報提供や手続きの支援を行いつつ、課題が個人ではなく地域のものとして捉えられ解決に結びつくよう、関係機関との連携とコミュニティへのアプローチを大切にしています。

コロナ禍による出入国の制限による影響か、相談者の出身国数は2019年度より減少しましたが、2020年度も300件を超える相談が寄せられました。コロナ禍と長期化する経済的影響から、食支援を求める相談が雪崩のように押し寄せたこと、移住者コミュニティからの紹介による相談が多く寄せられたことが2020年度の特徴といえます。多くは、在留資格により制限される制度の壁や、言葉の壁により十分な情報にアクセスできていないことが相談のきっかけとなっていました。度重なる緊急事態宣言の発令により、同行支援には制約もありましたが、必要な支援につながるができるよう、一人ひとりの置かれた状況に耳を傾け、公的機関や関係する民間団体と共同し、様々な調整を行いました。



相談者内訳

- 難民の背景をもつ定住者
- 難民申請者
- 就業者とその家族
- 留学生
- 技能実習生
- 帰国困難者

主な相談内容

- 生活困窮
- 医療へのアクセス
- 精神保健
- 母子保健
- 子どもの教育
- 子どもの発達と適応
- 家族関係
- 帰国
- コロナ感染

■ 家族へのまなざし

難民・難民申請者を含む移住者の支援を実践する中で、ISSJが大切にしているのは、個人としてだけでなく、家族全体を支えるという視点です。そのためには、家族関係のダイナミクスや、家庭内でのそれぞれの「役割」に目を向けながら、家族全体の生活を見渡すことが欠かせません。父親、母親、子どもそれぞれが置かれた状況を把握し、在留資格や使えるサービスを整理し、その連関に配慮しながら調整していきます。

とりわけ、子どもは家族と社会とをつなぐ重要な役割を果たします。保護者として母親の役割が重視される日本社会においては、子どもの育ちのためにも、母親の声を拾い上げ、支えていくことが大切と考えています。

コロナ禍の影響を受けた2020年、親も子ども家庭で過ごす時間が増えました。母親からは子どもの学習や発達に関する相談が多く寄せられました。



■ 社会統合 (Social Integration) とは

統一した定義はありませんが、一般的に、移住者と受け入れ社会が互いに適応していく双方向(two-way)のプロセスとされています。移住者は地域住民として責任をもって生活できるように努力すること(言語の習得、法制度の理解と順守など)が求められ、受け入れ社会も移住者が地域住民としてのサービスや資源、意思決定プロセスにアクセスできるよう受け入れ環境を整えていくことが求められます。

片方の努力だけでは成し得ない社会統合の促進のためには、「対話」を続けることが不可欠です。移住者が言葉を学び、就労や子育てを通して社会に参画できるようになることが、対等な関係性で「対話」を始めるための第一段階と考えています。



■ 収容施設の訪問とカウンセリング

ISSJでは、定期的に収容施設を訪問し、被收容者へのカウンセリングを行っています。外国籍の方が日本への入国が認められない、あるいは在留資格を失った場合、入国在留管理庁の施設に收容されることがあります。社会から隔絶された収容施設内の生活に、心身ともにバランスを崩す難民申請者は途絶えません。

2020年度は、コロナ禍により収容施設内の蜜を避けるために数多くの被收容者が仮放免*を受けましたが、それでもなお收容を余儀なくされている難民申請者もいました。周りの人たちが次々に仮放免される状況は、取り残された感や孤独感を強めました。面会を求める電話が寄せられても、緊急事態宣言の発令や収容施設内でのコロナ感染の影響を受け、訪問ができない時期もありました。その期間は、特別に、電話でのカウンセリングが認められました。

*仮放免: 一時的に收容を解かれ、地域社会での生活が許された状態のことを意味します。仮放免許可書の常時携帯が求められ、事前許可なく都道府県を跨ぐ移動は認められません。住民登録ができないために公的なサービスを受けることはできず、仮放免中の医療へのアクセスが大きな課題となっています。

移住者コミュニティへのアプローチ

日本に暮らす外国籍住民が多様化する中で、出身国や地域、言語や宗教を同じくする人たちが特定の地域にまとまって暮らしたり、ゆるやかなネットワークを形成する、大小様々な移住者コミュニティが全国各地に存在します。移住者にとって、重要な情報入手・伝達の窓口であり、大切な暮らしの場です。とりわけ、コロナ禍という危機的状況において、コミュニティは公的なサポートが行き届かない人々に対するセーフティネットとしての役割も果たしました。

■ 親子で経験を共にする

日本で生まれ育った移住者の子どもたち(2世)や、幼い頃に来日し日本で教育を受けた子どもたち(1.5世)は、日本社会と家族、移住者コミュニティを媒介する存在です。子どもたちが学校を通して日本社会での経験を重ねていく一方で、親は、その経験を共有することができません。親子、ひいては移住者コミュニティの世代間の断絶を生まないために、親子が想いを共にできる経験が必要です。

コロナ禍は、子どもたちが体験から学ぶ機会を大きく制約しました。日本での生活体験を広げ、親子でその体験共有することができるよう、最大限の新型コロナウイルス感染症対策をとりながら成田ゆめ牧場へのスタディツアーを実施しました。



■ 母親を支える～ムスリム女性のための日本語教室

社会との接点が希薄になりがちなムスリム女性を対象に、日本語教室を開催しました。日本語の学習を通じて日本の生活や文化を学ぶだけでなく、安心して参加でき、日常的な困りごとを話せるような居場所作りも目的の一つです。母親が日々の暮らしで日本語を使えるようにカリキュラムを組んだり、地域の方や学生を招いて日本人と話す機会を増やすなど、より日本社会に溶け込めるような工夫を凝らしました。

学習者の声

病院に一人で行って、お医者さんとお話ができたことがとても嬉しかったです。

■ 緊急支援～コロナが与えたインパクト～

① ムスリムコミュニティへの食糧支援

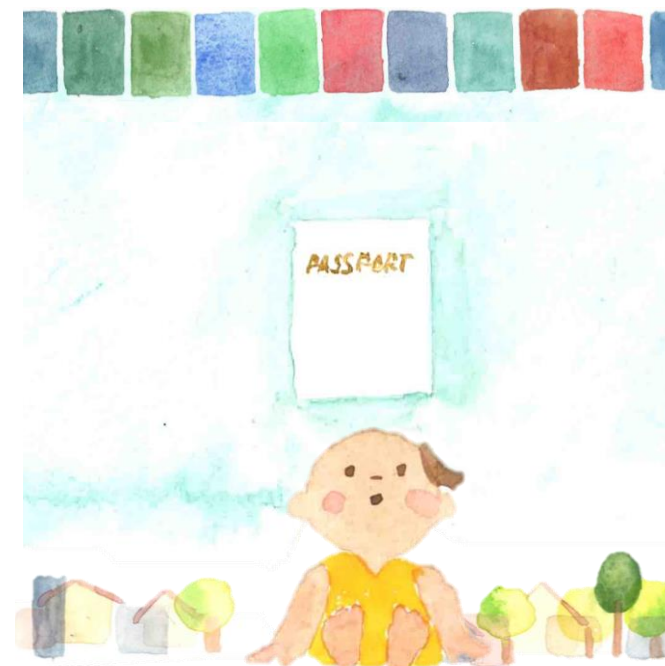
食支援では、受け取る人によっては宗教的に食べられないものもあり、安心できる食材の提供が必要になります。フードバンクとの連携に加え、株式会社LIFULLクリーンスムービー事業部の協力により、形は悪くても味に遜色のない規格外野菜を届ける取り組みを行いました。食糧を受け取った家族からは、感謝の言葉と、届いた野菜で作った故郷の料理の写真が次々と寄せられました。ISSJのフェイスブックでも、届いた動画やレシピを公開しました。



② オンライン家庭学習支援

緊急事態宣言により休校措置が実施され、家庭学習の比重が否応なく高まりました。移住者家族にとってそれは、学習機会の喪失を意味しました。保護者は必ずしも日本で教育を受けた経験がなく、日本語も十分ではないため、家庭で子どもたちの勉強をみていることができないという課題があるからです。移住者の子どもたちの家庭学習を補うため、大学生などのボランティア講師を募り、機材を貸し出すことでオンラインによる個別の家庭学習支援を実施しました。

子どもの無国籍の解消



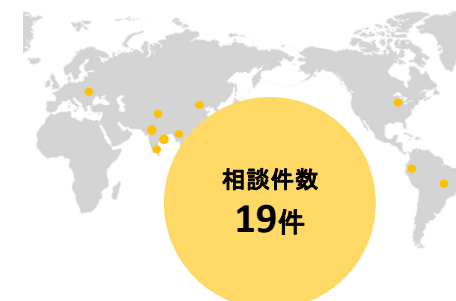
■ 大人になって困難に直面しないように

ISSJでは主に社会的養護下で育つ外国籍の子どもの国籍取得を支援しています。国籍がなければパスポートが取得できず、海外渡航(修学旅行、研修旅行、レジャーなど)が制約されます。また、婚姻手続きに支障をきたしたり、子どもを認知する・認知してもらうという手続きが滞ったり、就職で不利な扱いを受けたりするなど、大切な機会が奪われることもあります。国籍を持っていないということは、社会的に存在を認められていないというだけでなく、自身のルーツを知るといふ基本的な人権も保障されていないことと同じといえます。

■ 相談の多くはアジアルーツ

2020年度は19件の相談が寄せられました。11か国に係る国籍相談の多くはアジア圏です。そのなかには児童養護施設に入所する児童に係る相談が3件ありました。すべてきょうだいケースで、きょうだい全員が無国籍状態で入所している、という共通点がありました。

子どもたちの出生登録申請を受理してもらえるかどうかを当該大使館に相談するため、施設には子どもに係る書類(出生届記載事項証明、在留カードの写し、措置証明書など)を提出してもらいました。また、SNSを利用して、居所不明・音信不通状態にあった実父母と交信し、身分証を提出してもらったり、必要書類に署名をしてもらうこともできました。その結果フィリピンケース2件については、申請が受理され、きょうだいそろって国籍を取得することができました。残り1件は、継続支援として、次年度に持ち越しとなりました。また、児童相談所からは特別養子縁組によって児童の無国籍状態を解消しようとするケース相談が2件寄せられ、関係国の関連法を提供しました。



関係した国籍

フィリピン
タイ
ベトナム
ミャンマー
中国
スリランカ
ネパール
アメリカ
ブラジル
ペルー
ルーマニア

ソーシャルワーカーの声

私たちが日々の暮らしのなかで、国籍を意識することは、あまりないかもしれません。ただ、国籍を証明することができないと、さまざまな機会が奪われ、大きな不利益をこうむります。

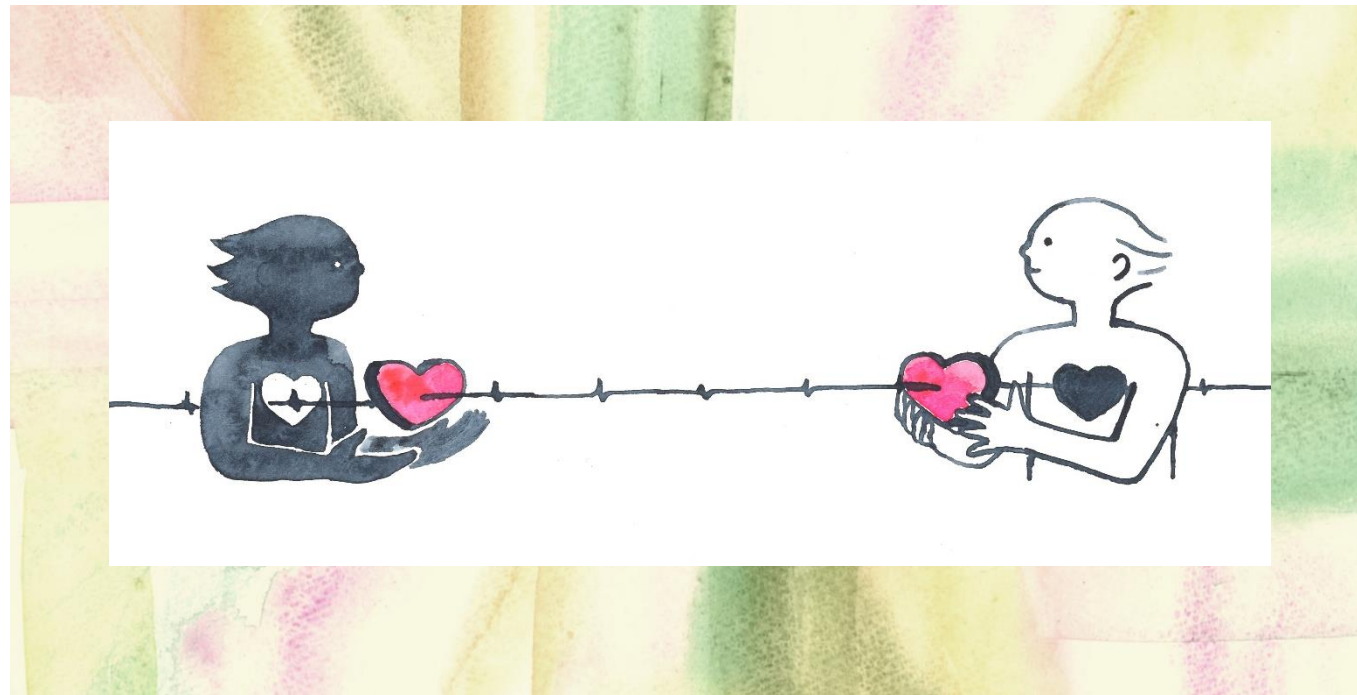
ISSJに寄せられ相談の当事者の多くは社会的養護の子どもたちです。相談を通じて国籍取得の道筋が見えてくると、準備しなくてはならない書類、書類を準備するのに必要な経費も明らかになります。経費がわかれば、児童手当から工面しよう、施設で用立てよう、地方自治体で負担を検討しよう、とさまざまな可能性を探ることもできるようになります。こうした手続きを当事者が一人で完遂するのは至難の業です。だからこそ、周囲の大人が無理そう、難しそう、よくわからない、とあきらめてしまわずに、相談の一步を踏み出すこと、それが一番大切なのです。



東京都からの助成金を受け、啓発のためのパンフレットを作成、児童養護関係者に配布しました。

II. 養子縁組支援 Adoption

特別養子縁組



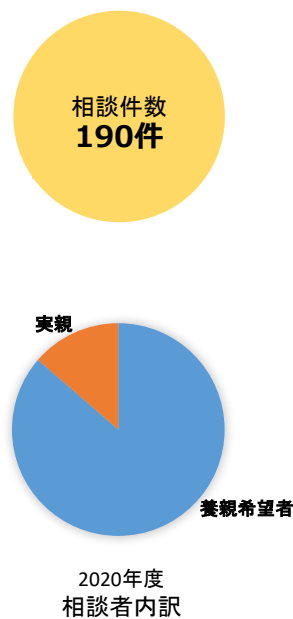
子どもは温かい家庭で愛情を受けて育つことが大切と考え、一人でも多くの子どもが家庭で成長できるよう養子縁組を支援しています。養子縁組は、実親、養子、養親にとって生涯続くプロセスであり、養子が養親のもとへ委託される前にも後にも、多くの関係者との連携が必要です。ISSJは、医療機関、および児童福祉、母子保健などの関係機関とも連携しながら養子縁組をすすめています。

■ 相談件数は前年より約20%増加

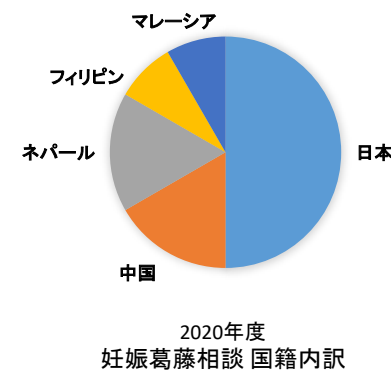
2020年度の養子縁組の相談は190件寄せられ、前年度よりも約40件増加しました。相談の約8割は養子を迎えたいという養親希望者からのものでした。あっせんでは、児童相談所からの連絡を受けてISSJに登録されている養親候補者を紹介し、委託に至ったケースがありました。また、外国籍の女性からの「養子に出したい」という相談は、2019年度に続き増加傾向にあります。

養子縁組が相談の入口ではあったものの、妊娠葛藤へのカウンセリングや実家族全体への対応、あるいは子どもの国籍取得など、さまざまなフォローが必要になるケースがありました。養子縁組があっせんだけではなく、必要とされる対応や手続きが幅広くなっていると感じられます。

新しい体制として養子縁組に関わる公認心理士を配置し、カウンセリングや養親候補者への研修などで多面的な取り組みを開始しました。コロナ禍で移動や面会が大幅に制約されましたが、乳児院の協力を得て養親への実習を実施でき、オンラインなども活用して何とか乗り切ることができました。



■ 外国につながる子どもの養子縁組



これまで、養子縁組についてISSJに相談される子どもの多くは日本人でしたが、最近では日本社会の多様化を受けて、外国ルーツの子どもに関する相談が増えました。その中には国籍の取得が困難な子どももいます。2020年度に寄せられた妊娠・養子縁組相談では、半数がアジア出身の外国籍女性からのものでした。

外国ルーツの子ども養子縁組を考える際には、在留資格・国籍・文化・アイデンティティなどの点を検討します。子どもはどのように日本に滞在できるのか、国籍取得は可能か、子どもの文化を尊重できる養親はいるか、子どものアイデンティティをどのように維持・確保するか、など。将来ルーツ探しをするときに困らないように、可能な限りの情報も取っておきます。

手続きや検討事項など難しい側面がありますが、子ども一人ひとりが家庭で養育されるように努力を続けています。

産みの親の声

私自身が片親で育てられて、いじめにありました。学校にいけない時もあり、そういう経験を子どもにはさせたくない。生まれてくる子どもには両親のもとで育てほしいです。育てたい気持ちはやまやまだけれど、今のわたしの状況ではやはり育てられない。

産みの親に付き添ったワーカーの声

お母さんは退院日に病院の看護師から促されて、赤ちゃんを抱っこしました。ミルクの時間だったため、看護師からミルクを飲ませてみる？と言われ、ミルクを与えることに。お母さんは緊張で手が震えていたけれど、『かわいい』と言って笑顔になっていました。

養親さんの声

とても疲れているけれど、とても幸せを感じています。コロナの影響から引き続き在宅で仕事ができるため、〇〇ちゃんと沢山一緒にいられることはとても幸せに思っています。

もう少して小学生だねと子どもに話しかけたら、小学校になったら次はどこに移動するの？と質問してきたことがありました。どこにも移動しないよ、ここがお家だよ、と子どもに伝えました。

■ 支援技術の向上を図る(1)ー内部研修・意見交換会の実施

① ダウン症のお子さんにかかる養子縁組の相談～より良い支援に向けて

ISSJでは、ダウン症のお子さんにかかる養子縁組の相談を受けることがあります。相談者の気持ちを受け止め、必要な支援につなげられるよう、ダウン症のお子さんをもつ家族の当事者団体であるNPO法人アクセプションズより講師を招き、3回の研修を行いました。(2020年8月・9月、2021年3月)。当事者の実体験や想いを聞き、これまでISSJに寄せられてきた相談事例の分析を行って、支援マニュアルを作成しました。

② 医療機関との意見交換会開催

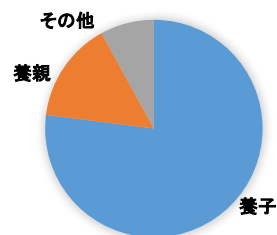
望まない妊娠や経済的困窮など、特定妊婦の相談が増える中では、医療機関との連携も求められます。特定妊婦に関する医療現場の実践やニーズを学び、妊娠相談や母子支援における連携を図るために、社会福祉法人賛育会・賛育会病院(東京都墨田区)の医療ソーシャルワーカーさん達と意見交換会を開催しました(2021年2月)。妊娠・出産だけではなく、外国籍患者への対応や社会資源と在留資格など、話は多岐に及びました。

養子縁組後の支援(ポストアダプション)

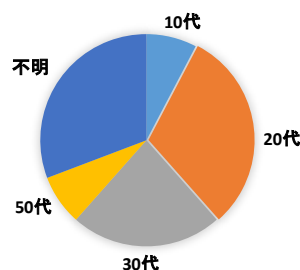


養子が自分の出自を知りたいと思うことを、ISSJでは「ルーツ探し」と呼んできました。養子縁組支援の一環として位置づけ、ソーシャルワーカーが国内外の養子やその家族からの相談に応じています。

実家族はどのような人たちなのか、なぜ養子縁組という選択をしたのか、というのは養子にとってとても大切な情報です。これらの情報(=記録)は適切に生成され、保管されている必要があります。



相談者属性



相談者年齢

主な相談内容

- 実親に会いたい
- 養子に出された理由を知りたい
- 自分に関する情報集め

■ ルーツ探しの相談

コロナ禍でもルーツ探しの相談は切れずにありました。年間では35件、12月に相談窓口を立ち上げる前は22件ありました。

近年の傾向として、ISSJによるあっせんではない養子縁組家族から相談が増えました。ISSJでは、そのような場合にも相談を受け、可能な範囲でお手伝いをしてきました。日本では、特別養子縁組制度が導入されてから、30年以上が経過しています。この間に養子縁組され、成人となった養子が出自を知りたいという動きが加速しているのかもしれない。

■ 養子縁組後の相談窓口

ルーツ探し支援を事業化することで、養子縁組後の相談先としての社会の受け皿となれるよう、2020年12月に「養子縁組後の相談窓口」を開設しました。

専用ウェブサイト開設の後およそ4ヶ月間で13件の新規相談を受け、約4分の3が養子からの相談です。また、相談者の約85パーセントがISSJ以外の機関・団体などからあっせんを受けていました。年齢は20代と30代で50%強になり、自分が結婚する、あるいは親になるタイミングで関心も持ったという相談もありました。

国内に先行モデルがない状態での事業化であったため、国内専門家との意見交換、当事者からのヒアリング、他国の先進事例についての所内研修などを行い、支援技術の向上に努めました(次ページ参照)。今後も引き続き情報収集や事例検討を行うとともに、相談窓口の体制整備と支援の質の向上に努めます。

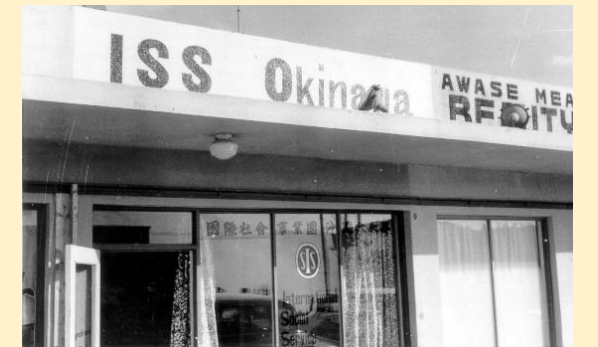
■ 養子縁組の記録

ISSJでは、養子縁組の記録は永年保管としています。このルールは養子縁組を始めた1952年からずっと受け継がれ、事務所内には今でも古い資料が残されています。また、養子縁組をするときにはルーツ探しを意識して記録しています。いつか養子がこの情報を必要とするかもしれないと思うと、集める情報の内容や記録の仕方も変わります。

しかし、記録の書き方や保管の方法、記録へのアクセスは各団体・機関によって異なります。情報は誰のものか、記録とはどうあるべきなのか。ルーツ探しは、大きな問いを投げかけています。

■ アーカイブス

ISSJは、かつて沖縄にも支部がありました(1958~1998年)。当時の資料は事務所が閉鎖された際に消失したと言われていましたが、沖縄県公文書館において保管され、2019年から一般公開されていることが判明しました。沖縄県公文書館に保管されている文書には、一般公開されていない個人のケース・ファイルや養子縁組・無国籍児童に関する調査・提言書も含まれ、当時養子縁組された人が自分のルーツを探したいと思ったときには、大変貴重な資料になります。



ケース紹介

養子の想い

Aさん(30代・男性)からルーツ探しの相談があり、オンラインでの面談を行いました。小学生の頃に養子であることを知らされたというAさんは、実実告知をした時の養母の泣き顔が忘れられず、産みの親に会いたいが養親には内密にルーツ探しをすすめたいという意向でした。

ソーシャルワーカーはAさんの気持ちを尊重しつつ、持っている書類と情報の整理を手伝い、養親が産みの親に関する情報をもっている可能性があること、Aさんの戸籍住所から児童相談所を通して養子縁組がなされた可能性があることを伝えました。また、Aさんが他の養子が自身のルーツをどう捉えているのか知りたいと言ったので、当事者団体を紹介しました。

その後、Aさんは児童相談所に問い合わせ、職員さんが協力してくれること、養親さんにルーツ探しについて打ち明けることができたことなどを連絡してくれました。

ケース紹介

実母の想い

Bさん(60代、女性)は、養子縁組後に渡米した実子を探したいと思っていました。ISSJは当時の記録の写しを受取り、内容を整理した上で、アメリカ支部に協力を依頼しました。幸いにもアメリカに住む養親と連絡が取れ、成人となった養子に「実母が探している」と伝えてもらいました。ようやく交流できるようになったものの、Bさんは暮らし向きが不安定なことから我が子に「幸せに暮らしている」と言えず、子どもへのメッセージを送れないでいました。ソーシャルワーカーはBさんとのカウンセリングを重ね、子どものコロナ感染を心配していることや養親への感謝の気持ちなどを、メッセージとして預かることができました。

「子どもを探したい理由の一つには、寂しさもある」とBさんは言います。養子縁組家族への支援は、当事者の気持ちの背景や現在の生活状況を聞いて、想いの受け皿になることも重要な役割だと改めて感じました。

■ 支援技術の向上を図る(2)ーオンライン研修の実施

① ルーツ探しにおける情報開示の方法と留意点

アーカイブズ学を専門とする目白大学の阿久津美紀准教授より、記録とは何か、子どもの記録の書き方と保管、ルーツ探しでの情報開示の方法や留意点を学びました。阿久津先生のご尽力により、沖縄県公文書館での記録発見につながりました。この場を借りて、お礼申し上げます。

② 英国における出自を知る権利の保障

ソーシャルワーカーで、現在は養子縁組コンサルタントとして活躍するChris Christophides氏を講師に迎え、養子の出自を知る権利の保障について、英国での法制度、成立までの経緯や変化と近年の動向などについて学びました。



Ⅲ. その他の支援事業 *Other Social Services*

家庭調査・児童調査

支援件数
18件



関係した国籍
タイ、インド、アメリカ、イギリス、イスラエル

■ 海外からの相談

海外のISS支部を通じて、司法や児童福祉の当局より、その国で暮らす日本人の子どもの支援について協力依頼を受けることがあります。コロナ禍にもかかわらず、2020年度の相談件数は前年比の2倍になりました。当地での養育環境を失って日本に帰国する場合には、日本で暮らす親族が養育できるかどうかを検討する必要があり、家庭調査および英語での報告書が必要になります。

児童相談所や、ISS支部のソーシャルワーカーと連絡をとりつつ、子どもを迎える候補となっている親族への面談や家庭訪問を通じた家庭調査を実施し、報告書を作成しました。

■ 移住者の家族呼び寄せと養子縁組

移住者の連れ子や親族の子どもの家族再統合(養子縁組)支援として、児童調査や家庭調査を実施しました。日本人と結婚しているタイ人配偶者の連れ子や、親族の子どもについて、養子縁組を通して家族統合を希望する問合せは13件ありました。

当事者は裁判所や行政の窓口にお問い合わせをしても十分な情報を得ることができず、タイ大使館に連絡した際にISSJを知ったというケースが多くみられました。実際の支援としては、タイの国際養子縁組中央当局である児童養子縁組センター(Child Adoption Center)に申請するため、相談者に面談、カウンセリング、家庭訪問を行い、家庭調査を実施しました。

非血縁者の養子縁組支援として、日本在住インド国籍夫妻の家庭調査を行いました。インドで生活する社会的養護下にある子どもたちを養子として日本に迎えたいという希望を受け、ISSJでは面談や家庭訪問をして家庭調査を行い、インドの養子縁組中央当局(Central Adoption Resource Authority)に宛てた報告書を作成し、提出しました。

面会交流支援

支援件数
13件



関係した国籍 アメリカ、イギリス、ドイツ、マレーシア、ブラジル

■ 外国に住む親に、子どもが会えるように

国際結婚の破綻・離婚に伴う子どもの連れ去りや面会交流について定めたものに、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(1980年ハーグ条約)があります。ISSJは外務省による面会交流支援事業を受託し、多様な言語や文化的背景をもつ家族のニーズに応じた支援を行っています。2020年度は新型コロナ対策として海外との往来に制限がかかったため、面会交流はオンラインでのみ実施されました。

■ オンライン面会交流からみえる課題

オンラインの面会交流では、子どもと同居する親が接続を助ける必要があります。

同居親が別居する親に高い葛藤を抱いている場合、子どもにとっては親の関係を意識しながらの面会交流となり、安心して気持ちを表現しづらくなります。実際、交流中に子どもが画面の外に目をやり、何かを意識する素振りを見せたり、落ち着きを失ってしまったりする事例もありました。

ソーシャルワーカーが直接立ち会う面会交流であれば、子どもに異変があったとき、すぐに状況を確認したり、子どもの気持ちを汲み取って対応することができます。オンライン面会交流で子どもがのびのびと過ごせるよう、直接の交流以上に、親同士の十分な理解と合意が事前に得られていることが求められます。

Ⅳ. 支援者向け研修事業 *Training*

「外国につながる家族・子どもの相談支援」連続講座

他機関で支援に携わる人々・専門職を対象に、全4回のオンラインセミナーを開催しました。

外国につながる家族やその支援者からの相談は、背景事情のアセスメントや支援がむずかしい事例が多くあります。理論と実践、両面での理解を深めるため、研究者・専門家による講義に加え、ISSJの事例も紹介してディスカッションや質問の時間を設けました。

初のオンラインセミナー開催のため機器を揃えるところからの試行錯誤でしたが、好評のうちに終わることができました。終了後、各回の実施報告をウェブサイトに掲載しました。

<https://sites.google.com/view/issj-onlineseminar202021>

日程	内容
2020年11月14日 10:30~12:30	外国にルーツのある家族と子どもへの相談支援の基礎 講師: 東洋大学ライフデザイン学部教授 南野奈津子氏
2020年12月12日 10:30~12:30	外国籍女性の妊娠相談支援 講師: 認定NPO法人シェア = 国際保健協力市民の会 保健師・看護師 山本裕子氏 社会福祉士・精神保健福祉士 廣野富美子氏
2021年1月16日 10:30~12:30	外国にルーツのある子どもの在留資格や国籍に関する相談支援 講師: いずみ橋法律事務所 弁護士 小田川綾音氏
2021年2月13日 10:30~12:30	外国籍母子の支援と養子縁組 講師: とつか法律事務所 弁護士 小豆沢史絵氏

参加者数
約 255名
(全4回のべ)

参加者所属

都道府県・市区町村役場
児童相談所 民間団体
児童養護施設 大学/研究機関
医療機関 企業
保健センター 心理相談機関
学校/教育委員会 その他福祉関係

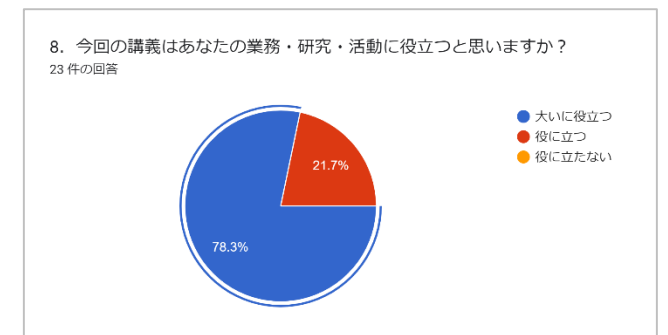


第3回のセミナーの一幕

参加者の声

地方には学ぶ機会を得るのが難しいテーマをオンラインで受講できて、大変ありがたかったです。

理論と実践の両方がバランス良く解説されていて大変勉強になりました。



第4回セミナーアンケートより

2020年度の事業は、以下の助成金・補助金をいただいて実施されました。

- アジア福祉教育財団:「難民コミュニティへの食支援」
- 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連):「新型コロナ 移民・難民緊急支援基金」
- 外務省領事局ハーグ条約室:「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)に係る面会交流支援事業」
- カトリック難民移住移動者委員会(JCaRM):「新型コロナによる緊急補助金」
- カリタスジャパン:「困窮する外国人と孤立する母子への食糧・医療支援」
- 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)パートナー事業
- 中央共同募金会 赤い羽根福祉基金:「日本語教室を介した外国につながる家族へのアウトリーチと相談支援事業」
- 東京都福祉保健局:「養子縁組民間あつせん機関助成事業」
- 東京都福祉保健局:「養子縁組民間あつせん機関助成事業」
- 日本財団:「国境を越えて移動する子ども、家族のための相談援助」
- 日本財団:「養子縁組当事者向け相談援助窓口の立ち上げ」
- みてね基金:「難民・難民申請者の子どものオンライン家庭学習支援」
- NPO Living in Peace:「移民・難民の子どものいのちを守る基金」

V. 市民社会の一員として Building Civil Society

地域での取り組み

■ 文京区・夢の本箱プロジェクト

ISSJの事務所がある文京区では、地域での公益活動として、「夢の本箱プロジェクト」を実施しています。ISSJは区内の社会福祉法人としてこの取り組みに参加し、古本の回収ボックス(夢の本箱)を設置しています。回収された古本の代金は文京区内での子ども食堂支援に使われました。(子ども食堂2020年度実績:休校措置時:8ヶ所、夏休み4ヶ所、冬休み:3ヶ所)



コロナ禍でのご支援

■ 困窮する人々への助け合い

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの人が困窮状態に陥りました。雇用不安定な移住者は真っ先に被害を受け、ISSJには食料を求める相談が多く寄せられました。そのような状況で必要な衛生用品や生活物資を届けるために、ISSJでは支援を呼びかけました。多くの人が呼応してくださり、ご寄付の他、手作りのマスクやベビー用品などを送っていただきました。スタッフ自身も未曾有の事態に直面し不安に苛まれている中で、ご支援をいただけたことは大きな励みになりました。



* 2020年度は、コロナ禍により1980年より恒例となっていたチャリティ映画会を開催することができませんでした。

若者・社会へのアプローチ

■ 講義・シンポジウム

大学や民間団体などから依頼を受け、講義を行いました。コロナの影響で、大学での対面授業はありませんでしたが、オンラインでも熱心に耳を傾けてくれたようです。授業後のコメントやレポートでは、逆に講師となったソーシャルワーカーが学ばせられることが多くありました。

【主なテーマ】

- ・ 移住者コミュニティ支援
- ・ 福祉開発
- ・ 外国籍・無国籍児の特別養子縁組
- ・ 難民等の社会参加
- ・ 難民の社会統合

■ 記事・論文

下記のジャーナル・書籍に寄稿しました。

- ・ 「社会的養護における外国人の子どもへの支援」
※ 小豆澤史絵弁護士との共同執筆
『社会福祉研究』第139号 公益財団法人鉄道弘済会
- ・ 「ウェブ見まもり面会交流」
『ケース研究』第341号「論考」家事事件研究会
- ・ 「諸機関と協働する支援—日本国際社会事業団(ISSJ)の活動」
『いっしょに考える外国人支援—関わり・繋がり、協働する』
南野奈津子編 明石書店

VI. 会計報告 Financial Report

決算概要

(ISSJの会計は「社会福祉法人会計基準」に準拠しています。)

2020年度の会計報告は右の表のとおりです。

コロナ禍であったにもかかわらず、多くの方々からご寄付をいただきました(左記ページ参照)。また、コロナによって困窮する移民・難民を支援する基金が次々と立ち上がり、ISSJではそれらを補助金として受けて、当事者に届ける役割を担いました。結果として、事業収入が大きくなりましたが、ほぼすべてが事業費として支出され、収支共に前年度より増加しました。

コロナ禍でも事務所を閉鎖しないことを1つの目標とし、毎日相談を受けました。先の見えない中で、部分的な在宅勤務導入やオンライン面談など試行錯誤しながら業務を続けました。

ISSJの活動はソーシャルワーカーを中心とし、人が宝と言えます。2020年度は、社会福祉士と公認心理師を1名ずつ採用しました。

社会福祉法人は利益を上げることを目的としていませんが、安定的に運営する必要があることから、健全な財務管理と透明性が求められています。

法人単位資金収支計算書

(自)2020年4月1日 (至)2021年3月31日

(単位:円)

勘定科目		決算(B)
事業活動による収支	収入	
	相談支援事業収入	58,192,066
	経常経費寄附金収入	7,106,547
	受取利息配当金収入	214
	その他の収入	0
	事業活動収入計(1)	65,298,827
支出	人件費支出	35,320,438
	事業費支出	19,246,101
	事務費支出	9,626,571
	事業活動支出計(2)	64,193,110
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,105,717
その他の活動による収支	収入	
	その他の活動収入計(7)	5,200,180
	支出	
	その他の活動支出計(8)	588,320
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	4,611,860
	予備費支出(10)	0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	5,717,577
	前期末支払資金残高(12)	10,171,426
	当期末支払資金残高(11)+(12)	15,889,003

(単位:千円)

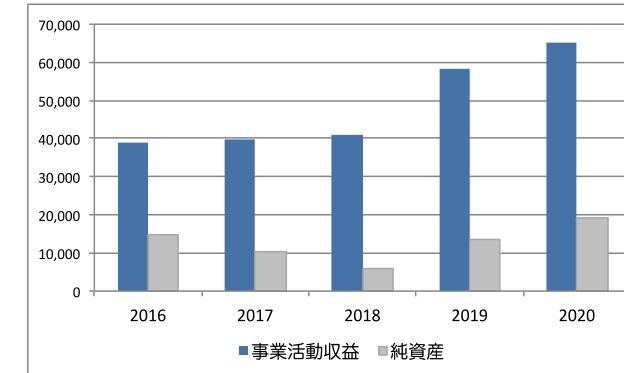


図1 事業活動収益と純資産の推移

(単位:千円)

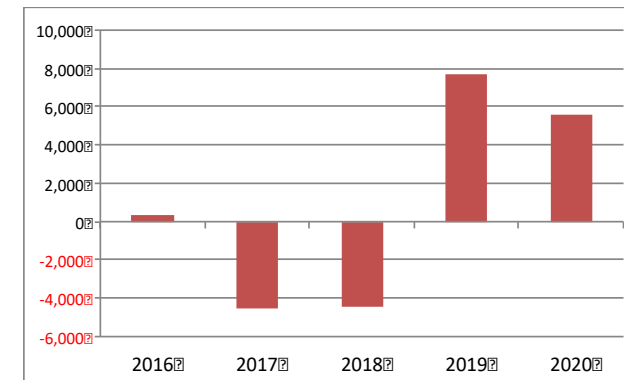


図2 経常増減差額の推移

■ 5年間の推移と収入内訳

左のグラフは、過去5年間の財務分析です。

図1(事業活動収益と純資産の推移)は、事業活動による収益および純資産の増減を示します。

事業収益は年々増加していますが、2018年まではそれ以上に支出が増加したため、純資産が減少傾向にありました。2019年より経常増減差額*が増加に転じ、2年かけて純資産を元の水準に戻すことができました(図2参照)。

2020年度の収益の内訳(図3)は、4分の3以上が助成金となり、持続可能性のためには課題として残っています。ISSJでは、役員および職員レベルで継続的な組織基盤強化のための検討を行っており、次年度に向けても改善を図っています。

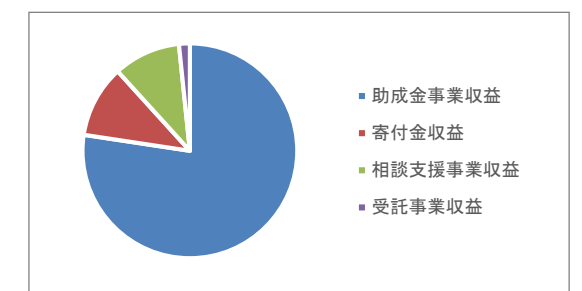


図3 2020年度収入内訳

*) 経常増減差額とは企業会計での経常利益に相当し、総合的な収益性を示します。